



県 章

滋賀県公報

令和7年(2025年)

12月 26日

号外(5)

金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○人事委員会規則

※給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則.....	1
※職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....	1
※職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則.....	2
※職員等の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	3
※職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	3
※滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	3
※義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	4

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀 康裕

滋賀県人事委員会規則第24号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 高等学校等教育職給料表の注3の人事委員会規則で定める職員は、第1項の職員のうちその職務の級が4級である者とする。

第9条に次の1項を加える。

3 小学校および中学校等教育職給料表の注3の人事委員会規則で定める職員は、第1項の職員のうちその職務の級が4級である者とする。

付 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀 康裕

滋賀県人事委員会規則第25号

職員等の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

職員等の初任給調整手当に関する規則(昭和36年滋賀県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

期間の区分	職員等の区分	1項職員等	2項職員等
6年未満		円 310,800	円 52,100
6年以上7年未満		310,800	50,300
7年以上8年未満		310,800	48,500

8年以上9年未満	310,800	46,700
9年以上10年未満	310,800	44,900
10年以上11年未満	310,800	43,100
11年以上12年未満	310,800	41,300
12年以上13年未満	310,800	39,500
13年以上14年未満	310,800	37,700
14年以上15年未満	310,800	36,300
15年以上16年未満	310,800	34,900
16年以上17年未満	307,500	33,500
17年以上18年未満	304,200	32,100
18年以上19年未満	300,900	30,700
19年以上20年未満	297,600	29,300
20年以上21年未満	294,300	27,900
21年以上22年未満	283,300	27,300
22年以上23年未満	271,300	26,700
23年以上24年未満	258,800	25,700
24年以上25年未満	246,300	25,100
25年以上26年未満	233,800	24,500
26年以上27年未満	218,300	23,900
27年以上28年未満	202,800	23,300
28年以上29年未満	187,300	22,500
29年以上30年未満	171,800	22,200
30年以上31年未満	155,300	21,800
31年以上32年未満	138,800	21,200
32年以上33年未満	122,300	20,300
33年以上34年未満	104,300	19,400
34年以上35年未満	86,300	18,700

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日または第4条第1号もしくは第2号の職員等となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員等」とは第2条第1項の職を占める職員等をいい、「2項職員等」とは同条第2項の職を占める職員等をいう。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員等の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第26号

職員等の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員等の通勤手当に関する規則（昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「32,800円」を「41,300円」に改める。

別表第1中「10,500」を「10,600」に、「12,900」を「13,100」に、「15,300」を「15,600」に、「17,700」を「18,100」に、「20,100」を「20,600」に、「22,500」を「23,100」に、「24,400」を「25,700」に、「25,900」を「28,300」に、「27,400」を「30,900」に、「28,900」を「33,500」に、「30,400」を「36,100」に、「31,600」を「38,700」に、「32,800」を「41,300」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員等の通勤手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用

する。

職員等の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀康裕

滋賀県人事委員会規則第27号

職員等の宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の宿日直手当の支給に関する規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「5,200円」を「5,500円」に改め、同項第2号中「6,600円」を「6,900円」に改め、同項第3号中「7,600円」を「7,900円」に改め、同項第4号中「6,200円」を「6,500円」に改める。

第5条中「22,000円」を「23,500円」に、「11,000円」を「11,750円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員等の宿日直手当の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀康裕

滋賀県人事委員会規則第28号

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年滋賀県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号ア中「100分の112以上100分の119」を「100分の114.5以上100分の121.5」に、「100分の132以上100分の139」を「100分の134.5以上100分の141.5」に改め、同号イ中「100分の105超100分の112」を「100分の107.5超100分の114.5」に、「100分の125超100分の132」を「100分の127.5超100分の134.5」に、「100分の87.5以上100分の262.5」を「100分の90以上100分の270」に改め、同号ウ中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の77.5」を「100分の80」に改め、同号エ中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の71」を「100分の73.5」に改め、同項第2号ア中「100分の51」を「100分の53.5」に、「100分の61」を「100分の63.5」に改め、同号イおよびウ中「100分の49.5」を「100分の52」に、「100分の59.5」を「100分の62」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員等の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀康裕

滋賀県人事委員会規則第29号

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和47年滋賀県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「条例第4条第1項第1号アおよびイ」を「条例第4条第1項第1号」に改め、同号ア中「8時間」を「4時間」に改め、同号イ中「午後8時」を「午後4時30分」に、「午前8時」を「午前5時」に改め、同号ウ中「午後11時15分」を「午後8時15分」に、「午前8時」を「午前5時」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第4項を削る。

第6条中「特殊勤務(多級・夜間定時・夜間学級)実績簿」を「特殊勤務(夜間定時・夜間学級)実績簿」に改める。

別記様式第3号中「特殊勤務(多級・夜間定時・夜間学級)実績簿」を「特殊勤務(夜間定時・夜間学級)実績簿」に改め、同様式備考1中「、多級手当」を削る。

付 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第3号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができます。

義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀康裕

滋賀県人事委員会規則第30号

義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則（昭和50年滋賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条の3第3項」を「第19条の3第2項」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 2 学校職員条例第19条の3第3項第1号に掲げる業務に従事する職員等の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に3,000円を加算した額とする。

付則第2項中「第3条」を「第3条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける者（第3条関係）

職員等の区分 号給	職務の級 号給	1級 円	2級 円	特2級 円	3級 円	4級 円
	1	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	2	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	3	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	6	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	7	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	10	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	11	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	14	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	15	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	18	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	19	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	22	1,700	1,900	3,500	4,000	
	23	1,700	1,900	3,500	4,000	
	24	1,700	1,900	3,500	4,000	
	25	1,800	2,000	3,700	4,100	
	26	1,800	2,000	3,700	4,100	
	27	1,800	2,000	3,700	4,100	
	28	1,800	2,000	3,700	4,100	

29	1,900	2,100	3,800	4,100	
30	1,900	2,100	3,800	4,100	
31	1,900	2,100	3,800	4,100	
32	1,900	2,100	3,800	4,100	
33	1,900	2,200	3,900	4,200	
34	1,900	2,200	3,900	4,200	
35	1,900	2,200	3,900	4,200	
36	1,900	2,200	3,900	4,200	
37	2,000	2,300	4,000	4,400	
38	2,000	2,300	4,000	4,400	
39	2,000	2,300	4,000	4,400	
40	2,000	2,300	4,000	4,400	
41	2,200	2,400	4,000	4,400	
42	2,200	2,400	4,000	4,400	
43	2,200	2,400	4,000	4,400	
44	2,200	2,400	4,000	4,400	
45	2,200	2,600	4,100	4,600	
46	2,200	2,600	4,100	4,600	
47	2,200	2,600	4,100	4,600	
48	2,200	2,600	4,100	4,600	
49	2,300	2,600	4,200	4,700	
50	2,300	2,600	4,200	4,700	
51	2,300	2,600	4,200	4,700	
52	2,300	2,600	4,200	4,700	
53	2,400	2,800	4,400	4,700	
54	2,400	2,800	4,400	4,700	
55	2,400	2,800	4,400	4,700	
56	2,400	2,800	4,400	4,700	
57	2,400	3,000	4,400	4,800	
58	2,400	3,000	4,400	4,800	
59	2,400	3,000	4,400	4,800	
60	2,400	3,000	4,400	4,800	
61	2,500	3,200	4,500	4,900	
62	2,500	3,200	4,500	4,900	
63	2,500	3,200	4,500	4,900	
64	2,500	3,200	4,500	4,900	
65	2,600	3,300	4,700	5,000	
66	2,600	3,300	4,700	5,000	
67	2,600	3,300	4,700	5,000	
68	2,600	3,300	4,700	5,000	
69	2,600	3,400	4,700	5,100	
70	2,600	3,400	4,700	5,100	
71	2,600	3,400	4,700	5,100	
72	2,600	3,400	4,700	5,100	
73	2,700	3,500	4,700	5,100	
74	2,700	3,500	4,700	5,100	
75	2,700	3,500	4,700	5,100	
76	2,700	3,500	4,700	5,100	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員 等	77	2,800	3,700	4,700	5,200	
	78	2,800	3,700	4,700	5,200	
	79	2,800	3,700	4,700	5,200	
	80	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81	2,800	3,800	4,800	5,200	
	82	2,800	3,800	4,800		
	83	2,800	3,800	4,800		
	84	2,800	3,800	4,800		
	85	2,800	3,800	5,000		
	86	2,800	3,800	5,000		
	87	2,800	3,800	5,000		
	88	2,800	3,800	5,000		
	89	2,900	3,900	5,000		
	90	2,900	3,900	5,000		
	91	2,900	3,900	5,000		
	92	2,900	3,900	5,000		
	93	3,000	4,000	5,000		
	94	3,000	4,000	5,000		
	95	3,000	4,000	5,000		
	96	3,000	4,000	5,000		
	97	3,100	4,100	5,100		
	98	3,100	4,100	5,100		
	99	3,100	4,100	5,100		
	100	3,100	4,100	5,100		
	101	3,100	4,200	5,100		
	102	3,100	4,200	5,100		
	103	3,100	4,200	5,100		
	104	3,100	4,200	5,100		
	105	3,200	4,300	5,100		
	106	3,200	4,300			
	107	3,200	4,300			
	108	3,200	4,300			
	109	3,200	4,400			
	110	3,200	4,400			
	111	3,200	4,400			
	112	3,200	4,400			
	113	3,200	4,400			
	114	3,200	4,400			
	115	3,200	4,400			
	116	3,200	4,400			
	117	3,300	4,500			
	118	3,300	4,500			
	119	3,300	4,500			
	120	3,300	4,500			
	121	3,300	4,600			
	122	3,300	4,600			
	123	3,300	4,600			
	124	3,300	4,600			

125	3,300	4,700				
126		4,700				
127		4,700				
128		4,700				
129		4,700				
130		4,700				
131		4,700				
132		4,700				
133		4,700				
134		4,700				
135		4,700				
136		4,700				
137		4,700				
138		4,700				
139		4,700				
140		4,700				
141		4,700				
142		4,700				
143		4,700				
144		4,700				
145		4,800				
146		4,800				
147		4,800				
148		4,800				
149		4,900				
150		4,900				
151		4,900				
152		4,900				
153		4,900				
154		4,900				
155		4,900				
156		4,900				
157		4,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける者（第3条関係）

職員等 の区分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
	1	円 1,300	円 1,700	円 2,800	円 4,000	円 5,100
	2	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	3	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	6	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200

7	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
9	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
10	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
11	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
13	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
14	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
15	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
17	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
18	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
19	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
21	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
22	1,700	2,200	3,500	4,400	
23	1,700	2,200	3,500	4,400	
24	1,700	2,200	3,500	4,400	
25	1,800	2,300	3,700	4,600	
26	1,800	2,300	3,700	4,600	
27	1,800	2,300	3,700	4,600	
28	1,800	2,300	3,700	4,600	
29	1,900	2,400	3,800	4,700	
30	1,900	2,400	3,800	4,700	
31	1,900	2,400	3,800	4,700	
32	1,900	2,400	3,800	4,700	
33	1,900	2,600	3,900	4,700	
34	1,900	2,600	3,900	4,700	
35	1,900	2,600	3,900	4,700	
36	1,900	2,600	3,900	4,700	
37	2,000	2,600	4,000	4,800	
38	2,000	2,600	4,000	4,800	
39	2,000	2,600	4,000	4,800	
40	2,000	2,600	4,000	4,800	
41	2,200	2,800	4,000	4,900	
42	2,200	2,800	4,000	4,900	
43	2,200	2,800	4,000	4,900	
44	2,200	2,800	4,000	4,900	
45	2,200	3,000	4,100	5,000	
46	2,200	3,000	4,100	5,000	
47	2,200	3,000	4,100	5,000	
48	2,200	3,000	4,100	5,000	
49	2,300	3,200	4,200	5,100	
50	2,300	3,200	4,200	5,100	
51	2,300	3,200	4,200	5,100	
52	2,300	3,200	4,200	5,100	
53	2,400	3,300	4,400	5,100	
54	2,400	3,300	4,400	5,100	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員 等	55	2,400	3,300	4,400	5,100	
	56	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57	2,400	3,400	4,400	5,200	
	58	2,400	3,400	4,400	5,200	
	59	2,400	3,400	4,400	5,200	
	60	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61	2,500	3,500	4,500	5,200	
	62	2,500	3,500	4,500		
	63	2,500	3,500	4,500		
	64	2,500	3,500	4,500		
	65	2,600	3,700	4,700		
	66	2,600	3,700	4,700		
	67	2,600	3,700	4,700		
	68	2,600	3,700	4,700		
	69	2,600	3,800	4,700		
	70	2,600	3,800	4,700		
	71	2,600	3,800	4,700		
	72	2,600	3,800	4,700		
	73	2,700	3,800	4,700		
	74	2,700	3,800	4,700		
	75	2,700	3,800	4,700		
	76	2,700	3,800	4,700		
	77	2,800	3,900	4,700		
	78	2,800	3,900	4,700		
	79	2,800	3,900	4,700		
	80	2,800	3,900	4,700		
	81	2,800	4,000	4,800		
	82	2,800	4,000	4,800		
	83	2,800	4,000	4,800		
	84	2,800	4,000	4,800		
	85	2,800	4,100	5,000		
	86	2,800	4,100	5,000		
	87	2,800	4,100	5,000		
	88	2,800	4,100	5,000		
	89	2,900	4,200	5,000		
	90	2,900	4,200	5,000		
	91	2,900	4,200	5,000		
	92	2,900	4,200	5,000		
	93	3,000	4,300	5,000		
	94	3,000	4,300	5,000		
	95	3,000	4,300	5,000		
	96	3,000	4,300	5,000		
	97	3,100	4,400	5,100		
	98	3,100	4,400	5,100		
	99	3,100	4,400	5,100		
	100	3,100	4,400	5,100		
	101	3,100	4,400	5,100		
	102	3,100	4,400	5,100		

103	3,100	4,400	5,100		
104	3,100	4,400	5,100		
105	3,200	4,500	5,100		
106	3,200	4,500			
107	3,200	4,500			
108	3,200	4,500			
109	3,200	4,600			
110	3,200	4,600			
111	3,200	4,600			
112	3,200	4,600			
113	3,200	4,700			
114	3,200	4,700			
115	3,200	4,700			
116	3,200	4,700			
117	3,300	4,700			
118	3,300	4,700			
119	3,300	4,700			
120	3,300	4,700			
121	3,300	4,700			
122	3,300	4,700			
123	3,300	4,700			
124	3,300	4,700			
125	3,300	4,700			
126	3,300	4,700			
127	3,300	4,700			
128	3,300	4,700			
129	3,400	4,700			
130	3,400	4,700			
131	3,400	4,700			
132	3,400	4,700			
133	3,400	4,800			
134	3,400	4,800			
135	3,400	4,800			
136	3,400	4,800			
137	3,400	4,900			
138	3,400	4,900			
139	3,400	4,900			
140	3,400	4,900			
141	3,500	4,900			
142	3,500	4,900			
143	3,500	4,900			
144	3,500	4,900			
145	3,500	4,900			
146	3,500				
147	3,500				
148	3,500				
149	3,500				
150	3,500				

	151	3,500				
	152	3,500				
	153	3,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

付 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

12 令和7年(2025年)12月26日

滋賀県公報

号外(5)